

平成20年度

国立大学法人徳島大学 年度計画

平成20年3月31日

平成20年度 国立大学法人徳島大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 学士課程・大学院課程別に平成20年度の学生収容定員を別表に記載

- 全学共通教育・学部専門教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ・ 新カリキュラムによる共通教育の一層の充実を図るため、今年度から「社会性形成科目群」を加えた5科目群による教育を実施する。
 - ・ TOEIC-I Pを有効に活用するため、クラス別に成績の分布図を作成し、個人の成績と分布図を担当教員に配付し、学生の英語力に応じた授業を行うよう求め、各担当教員に、TOEIC-I Pの成績をどのように活用したか等に関する授業報告書を提出させる。これらについて、WGで検討する。
 - ・ 情報リテラシーの実施状況・授業内容等について調査を行い、新入生の能力に応じた教育になっているかどうか検討する。
 - ・ 専門基礎科目の充実を図るため、前年度に引き続き新入生評価を実施し、評価結果を専門基礎教育の充実に反映させる。
 - ・ 基礎学力やコミュニケーション能力の育成を目指す教育の充実を図る。
 - ・ 専門教育の充実を図るため、各学部で改善した科目の有効性について検証された結果により、引き続き改善を図る。

- 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ・ 大学院教育を充実するため、修論指導等の取組やカリキュラムの内容の改善についての実施状況を検証する。
 - ・ 優れた専門能力を身につけ、倫理観と国際感覚を持つ人材を育成するために、倫理及び国際標準を織り込んだ専門教育を徹底する。
 - ・ ヘルスバイオサイエンスを基礎とした専門医療教育を行うため、医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部の5教育部共通科目の内容及び運営方法の改善状況について検証する。
 - ・ 先進的な社会技術科学に関する教育を推進するため、工学分野及び基礎科学・人間社会科学分野の連携を高める授業等の教育実施内容について検証する。

- 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
進路指導及び就職支援をより一層強化するため、業界別就職ガイダンスを実施する等、就職支援プログラムをより充実させる。

- 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
 - ・ 教育の成果を検証するため、進路の動向や国家試験等の合格率を継続的に調査する。
 - ・ 教育の効果を検証するため、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」に基づき、昨年度に引き続き学生アンケートを実施し、教育の効果を検証する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
 - ① 学部学生の受入れについて

- 多様な志願者を確保するため、選抜方法の在り方について、引き続き検討する。
- ② 大学院学生の受入れについて
秋季入学者の増員を図るため、広報活動の充実を図る。

○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ① 学部の教育課程について
- ・ 全学共通教育の新カリキュラムの意義と学びの過程等をより分かりやすく学生に示すため、シラバスの充実を図るとともに、本学が開発した学習経路探索（learning path finder）の充実と利用促進を図る。
 - ・ 本学の教育目標にのっとった学部学科の科目を、学生の能力開発の科目群と位置づけて整備した共通科目群の有効性を検証する。
 - ・ 勤労観・職業観を醸成するために開講されている講座とインターンシップ事業の有効性の検証結果に基づき、問題点があればその改善を図る。
- ② 大学院の教育課程について
- ・ 大学院の専攻間相互の教育連携を強化するために開設された大学院共通科目の有効性の検証結果に基づき問題点等があればその改善を図る。
 - ・ 他分野からの入学生の状況を点検し、教育上の組織的対応の必要性を検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 適切な教職員の配置等に関する具体的方策
教育実践推進本部，教育推進室及び学生支援推進室を中心に，学内委員会及び各センター間にまたがる教育・学生支援プロジェクトを総合的に企画・推進する。
- 教育に必要な施設・設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
- ・ 教育・研究環境の充実を図るため，引き続きキャンパスの環境整備等を行う。
 - ・ 施設・設備の利用効率を高めるため，引き続き同一キャンパス内の講義室，学生研究室等の共用化を推進する。
 - ・ 教育に必要な環境を整備するため，附属図書館，高度情報化基盤センター，全学共通教育センター及び各学部において授業や学生の自習を支援するIT機器，ネットワーク利用環境及びデジタルコンテンツ作成環境の利用促進に努める。
 - ・ 学習・教育活動を支援するため，引き続き学生用図書の本数の整備・充実に努め，図書館利用に関するオリエンテーション等の実施，高度情報化基盤センター及び全学共通教育センターの学習支援室と連携し，図書館利用に関する情報教育を実施する。また，引き続き利用環境の整備と館内アメニティの向上を図る。
 - ・ 学習環境を整備・充実するため，大学院生への実態調査に基づいて，引き続き学習環境の改善に努める。
 - ・ 留学生センターの機能向上のため，新施設を中心にして，引き続き日本語授業及び国際交流活動を実施する。
- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
- ・ 平成19年度に実施した「教育に関する実態調査」結果の分析を行い，学生のニーズ・実態等を的確に把握し，教育活動の質の改善を図る。
 - ・ 教育の質の改善に活用するため，全学的に教員の教育研究活動に関する個人データベースの登録方法等について，さらに改善を図る。特に入力インターフェースの改善に努める。
- 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

全学の教員の授業運営等に関するスキルアップを図るため、全学FD推進プログラム第3期計画（平成20年度～平成22年度）を実施する。

- 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策
 - ・ 国内外の協定校、放送大学、地域の大学等との単位互換制度の定着を図る。
 - ・ 教育及び学生支援を推進するため、次の項目について、整備・充実を図る。
 - (ア) 新カリキュラムによる全学共通教育の定着・実施状況等の分析により明らかとなった課題を解消するため、新たに「社会性形成科目群」を設け、これを実施するとともに、新カリキュラム全体の充実・定着を図る。

（全学共通教育センター）
 - (イ) 教養教育・専門教育の質的向上のため、徳島大学FD推進プログラム第3期計画（平成20年度～平成22年度）の各種プログラムを着実に実行する。大学院及び学士課程におけるFD義務化に対応してFD専門委員会の組織及び機能を整備、強化する。

（大学開放実践センター）
 - (ウ) 留学生に対する機能的な教育・実践を図るため、引き続き留学生の能力に応じた日本語授業（日本語研修コース（大学院入学前予備教育）、全学日本語コース、共通教育の日本語）を実施する。

（留学生センター）
 - (エ) 学生及び職員の健康と予防医学に関する教育として次の事項を実施する。
 - ・ 骨密度測定と生活改善指導
 - ・ 貧血学生に対して継続的な検査と治療及び生活指導
 - ・ 減量サポートプログラムの実施
 - ・ 歯科相談、婦人科相談の実施

（保健管理センター）
 - (オ) 学生が充実した学生生活が送れるようにするため、学生生活支援の方策等の企画・調整を行う。

（学生支援センター）
 - (カ) 平成19年度導入の新しい教育用計算機システム、語学用eラーニングシステム及びCALL教室の運用改善と利用促進に取り組む。さらに、平成19年度に情報化推進機構で新たに策定された情報基盤整備計画に基づき、学生支援関連システム（学生用無線LANの増強等）について検討する。

（高度情報化基盤センター）
 - (キ) 放射線業務従事者に対する教育訓練の充実を図るため、教育訓練の細分化、再教育の方法等について検討し、実施するとともにその効果を調べる。

（アイソトープ総合センター）
 - (ク) 学習・教育活動を支援するため、引き続き学習用及び研究用図書・学術情報の整備・充実に努める。

（附属図書館）
 - (ケ) 教育支援体制の充実を図るため、遺伝子組換え実験の安全管理と技術教育に関する支援活動を行う。

（疾患ゲノム研究センター）
 - (コ) 教育支援活動のため、知的財産専門家、実務家によるMOT教育を支援する。

（知的財産本部）
- 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項
 - ・ 医療教育全体の充実を図るため、医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部の5教育部共通科目の問題点を引き続き検討し改善する。また、大学院共通科目のeラーニングコンテンツの充実を図る。
 - ・ 社会的ニーズに対応できる教育研究を推進するため、常三島地区の部局化構想については、文理工の融合・連携を視野に入れながら、引き続き検討を行う。
 - ・ 保健学科の組織の高度化を図るため、平成18年度に設置した大学院保健科学教育部博士前期課程及び平成20年度に設置する博士後期課程の教育を充実させる。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 教職員の意識改革に関する具体的方策
 - ・ 学生のニーズを的確に把握し、学生の意見を聴取するため、在学生との懇談会を実施するとともに、教職員と学生との合同研修会も実施する。また、卒業生等との懇談会を開き、本学へのニーズを把握するよう努める。
 - ・ 学生の実情を把握するため、平成19年度に実施した「教育に関する実態調査」の結果を分析・検討し、学生に対する支援の改善に反映させる。
- 修学相談・支援に関する具体的方策
修学支援体制の整備・充実を図るため、引き続き学習支援室の充実を図る。
- 進路相談・就職支援に関する具体的方策
 - ・ 就職相談を充実するため、就職相談員の常駐化に向けて、相談室利用者の増加に努める。
 - ・ 各学部において、在学生と卒業生との連携を強化し、引き続き企業訪問・OB訪問の円滑化を図る。
- 経済的支援に関する具体的方策
学生の経済的支援のため、引き続き授業料免除制度を継続する。
- 課外活動支援に関する具体的方策
 - ・ 課外活動を活性化させるため、引き続きスポット的に学外施設やリーダー研修の会場借り上げを行い、課外活動の支援を行う。
 - ・ 課外活動施設・設備の改善充実のため、引き続き整備を進める。
- 学生寮・留学生宿舎に関する具体的方策
寮の居住空間の改善のため、引き続き部屋の補修等を行う。
- 福利厚生施設に関する具体的方策
学生の生活環境を向上させるため、引き続き学生食堂、喫茶、売店等の改善・充実を図る。
- 学生支援のIT化に関する具体的方策
平成19年度から高機能化されたポータルシステムの問題点の洗い出しとその改善について検討を開始する。また、他部局との連携の下、個別お知らせの一括送信機能を提供する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
 - ・ 学部、大学院研究部、研究センター等の研究推進計画を推進するため、平成16年度に設定した重点項目に従って、さらに研究を推進させる。
 - ・ 各分野の連携による全学横断的な共同研究を推進するため、研究連携推進本部が連携研究戦略と重点研究課題について企画・立案・調整を行い、全学的な協力的体制に努め、重点的な学術研究を推進することにより国際社会で高く評価される研究成果を創出する。
- 大学として重点的に取り組む領域

- ・ 重点的に取り組む領域の設定項目について総括を行い、計画を達成する。
 - ・ 国際的に卓越した基礎研究・重点領域として、再生医科学，癌科学，予防医学，歯学，栄養学，糖尿病等の生活習慣病，創薬・育薬研究に着目し研究を行う。
- 成果の社会への還元に関する具体的方策
 - ・ 技術移転，ベンチャー起業，産学官連携を積極的に推進するため，県内の大学等と連携することにより研究連携推進機構知的財産本部を強化し，国内外特許申請，共同研究，受託研究を推進する。
 - ・ 自治体等との連携事業の円滑な推進を図るため，徳島地域連携協議会との連携を取りながら社会連携推進機構の活用に努める。
 - 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
 - ・ 重点的な研究支援を行うため，組織横断的な研究と萌芽的研究に特に焦点を当て，研究水準等の評価を反映させた資源の配分を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
 - ・ 人的研究資源の有効活用を図るため，引き続き評価及び中期計画や重点推進計画に照らして，効果的な教員配置に努める。
 - ・ 中期計画や重点推進計画を達成するため，必要な戦略的プロジェクト研究等の育成を引き続き推進する。
 - ・ 教員業績の評価結果を定期的に処遇に反映させるため，教員業績評価システム制度の定着を図る。
- 研究資金の配分システムに関する具体的方策
 - ・ 研究資源を効果的に活用するため，研究内容等の審査・評価に基づき，学長裁量経費を重点的に配分する。
 - ・ 効果的な研究推進のため，学外より獲得した競争的資金に係る間接経費の一定割合を全学的な研究推進のために使用し，学長裁量により運用する。
- 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
 - ・ 老朽化した施設・設備の改善整備のため，引き続き改修整備し，研究環境の充実を図る。
 - ・ 研究施設の有効利用を図るため，施設の利用状況及び「研究共用施設」としての使用状況について引き続き調査し評価を行う。
 - ・ 共同設備の学内周知と運用方法の簡素化を図るため，引き続き汎用性の高い設備の共用化を進める。
 - ・ 電子図書館的機能の充実を図るため，引き続き電子ジャーナル等の整備・充実に努め，所蔵資料の遡及入力を実施する。
- 知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策
 - ・ 教員の発明に対して，育成・保護・活用を図るため，引き続き特許権の機関帰属を原則とした運用に努める。
 - ・ 知的財産の創出・管理・運用を強化するため，引き続き四国TLOとの連携の下に，研究連携推進機構を整備拡充した機構内の知的財産本部の活用を図る。
- 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - ・ 教員の流動性を高め，研究の活性化を図るため，新たに採用する助教全員に任期制を適用するとともに，引き続きプロジェクト研究等に任期制を適用する。

- ・ 教員業績の評価結果を定期的に処遇に反映させるため、教員業績評価システム制度の定着を図る。
 - ・ 業績の顕著な教員に対する優遇措置を講ずるため、業績評価システムが定着するまでの間、各部局における評価システムを引き続き活用する。
 - ・ 徳島大学教育・研究者情報データベースの改善・充実を図り、全学的な研究状況等の検証と研究の活性化に活用する。また、研究の質の向上を図るため、中期目標期間の評価結果を分析・検証を行う。
- 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
- ・ 部局の枠を超えたプロジェクト研究を積極的に推進するため、研究連携推進機構が全学を中心となって部局横断的プロジェクトの企画・立案・調整を行う。
 - ・ 萌芽的研究の立ち上げを支援するため、引き続き「パイロット研究支援事業」により、学際的研究の育成を推進する。
 - ・ ゲノム機能研究センターの改組を行い、疾患ゲノム研究センターを設立し、個々の研究室のプロジェクト研究体制の整備、共同研究の促進、設備の拡充を促進する。
 - ・ 次の項目における研究等の活動を活性化するため、将来計画を常に検討し、組織の充実や改編を図り、高水準の研究を推進する。
 - (ア) 酵素・蛋白質研究を基盤に、疾患酵素学、疾患プロテオミクス研究を推進し、先端医療科学に関する研究を進める。(疾患酵素学研究センター)
 - (イ) 地域産業や本学の研究開発を活性化するため、引き続き、知的財産本部に設置された、地域共同インキュベーション研究室及びベンチャービジネス育成研究室を一体的・機動的に運用し、地域企業との共同研究の斡旋活動を行う。(知的財産本部)
 - (ウ) 平成19年度に策定された情報基盤整備計画に基づき、研究活動に不可欠なネットワーク環境の整備を検討し、推進する。(高度情報化基盤センター)
 - (エ) 前年度のポリシー見直しを受けて、新しいポリシーの策定・リリースを行い、その周知活動を行う。
 - ・ ここ数年内に学内措置等により生まれた新組織に対し、支線管理者・システム管理者の設置を義務づけ、報告を徹底する。
 - ・ 部外者の多く立ち入る部局に関して、物理的セキュリティの管理方法について見直しを検討する。
 - ・ 情報セキュリティ監査を実施する。
 - ・ 全学でのソフトウェア一括購入と一括ライセンス管理の仕組みの導入について検討を始める。
 - ・ セキュリティ講習会を常三島地区、蔵本地区で実施する。(高度情報化基盤センター)
 - (オ) 生命システムを統合する原理の解明とその破綻による疾患の機序解明を目標に掲げる研究「疾患ゲノム研究」を推進する。
 - ・ インパクトファクターや引用回数等の客観的指標に裏付けられた国際競争力の高い疾患ゲノム研究を推進する。
 - ・ 学内外との実質的共同研究を進めることで学際的かつ先端的な疾患ゲノム研究を推進する。
 - ・ 疾患ゲノム研究拠点の確立に向けた整備を進める。(疾患ゲノム研究センター)
 - (カ) 放射線科学に関する基盤的な支援を行うため、教育訓練を行うとともに、引き続き安全管理、放射線防護及び教育訓練に関する研究を行う。(アイソトープ総合センター)
 - (キ) 環境問題と防災問題を総合的に研究し、災害の予防や環境問題への対策に関

して社会に貢献するため、共同研究や受託研究を受け入れるとともに、啓発活動として、講演会、セミナーなどを主催・共催する。

(環境防災研究センター)

- 学部，研究科，各センター等の研究実施体制等に関する特記事項
 - ・ 融合型研究の芽を引き出し，医学系，栄養学系，歯学系，薬学系からなる研究推進戦略会議を定期的開催し，医学領域の共同研究の創出及び研究環境の整備を行う。
 - ・ 人間・自然環境研究科においては，社会的ニーズに応じた研究教育を推進するため，研究科の見直しを検討し，組織の充実と改編を目指す。
 - ・ 保健学科の組織の高度化を図るため，平成18年度に設置した大学院保健科学教育部博士前期課程及び平成20年度に設置する博士後期課程の教育を充実させる。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策
 - ・ 自治体等が抱える要望や課題に応えるため，徳島地域連携協議会等を定期的開催するとともに，社会連携推進機構（地域連携推進室・地域創生センター）の活動をさらに推進することで，自治体等との円滑な連携を深める。
 - ・ 事業ニーズの発掘のため，本学が開発した産学官情報ネットワークシステムを活用し積極的に情報発信をする。
 - ・ 公開講座や県民カレッジ等の地域生涯学習事業への支援を通じて，地域の文化向上に貢献するために，年間100講座以上の開講を継続する。また，公開講座の質的向上のため，受講者アンケートを改訂，新任講師に対しての講座参観を実施し，講師任用過程を適正化すると共に，公開講座用FDハンドブックを作成する。
講座修了者による地域貢献を進める。(大学開放実践センター)
 - ・ 地域医療連携センターの更なる充実を図ることにより，地域の医療・保健・福祉の向上に貢献する。
- 産学官連携の推進に関する具体的方策
 - ・ 産学官連携推進のため，行政，民間企業の要望を酌み取るシステムとして，「徳島県技術移転連絡会議」「大学・産総研四国連絡会議」「四国ブロック地域科学技術振興協議会幹事会」などの活用を図り共同研究の推進を図る。
 - ・ 産学官連携の一助とするため，引き続き受託研究や受託研究員を積極的に受け入れる。
- 産学官連携推進のため，知的財産本部を積極的に活用して，機関帰属となった発明・特許の民間企業等への技術移転の増加を図る。
- 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策
 - 国内外の協定校，放送大学，地域の大学等との単位互換制度を充実するとともに自治体等との連携協力において，社会人にも共通教育の開講科目の受講を認め，生涯学習等を積極的に支援する。
- 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
 - ・ 特色ある協定校を中心として受入れ・派遣の両面で交流の充実に努める。
 - ・ 質の高い留学生の受入れを図るため，日本留学フェア（海外）及び外国人学生

のための進学説明会（国内）等に引き続き参加する。

- ・ 拠点交流校との質の高い交流を深めるため、短期学生交流プログラムの継続的実施に努める。
- ・ 本学学生の国際性を高めるため、短期派遣プログラム・長期派遣プログラムの充実に努める。
- ・ 徳島大学国際教育研究交流資金による学生及び教員の海外派遣を引き続き実施する。
- ・ 国際交流活動の充実を図るため、留学生と日本人学生、地域住民との交流会等を引き続き実施する。
- ・ 帰国留学生へのフォローアップ及び帰国後の情報収集（データベースの充実）のための訪問を引き続き行い、定期的な情報提供等の手法について方針を立てる。
- ・ 学生の海外留学を推進するため、引き続き留学相談支援体制を継続するとともに、派遣留学情報ホームページの充実を図る。

○ 教育研究活動に関連した国際連携に関する具体的方策

- ・ 海外への広報活動を推進するため、留学生センターのホームページの充実を図るとともに、日本留学フェア（海外）等に引き続き参加する。
- ・ 大学が有する知識と技術の国際活用を目指すため、海外の大学等との知的財産活用に関する技術交流を行うとともに教職員、学生の意識を向上させる。
- ・ 卒業、修了した留学生との連携を強化するため、引き続き帰国留学生等の追跡調査等によりデータベースを充実させるとともに、帰国留学生を招聘し「国際展開推進シンポジウム」を開催する。また、留学生の同窓会組織の構築に努める。
- ・ 国際交流・連携を支援するため、引き続き、現留学生センターを改組した新センターの設立を検討する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○ 生きる力を提供する医療機関を目指し、統合されたチーム医療の創成を図るための具体的方策

- ・ 地域医療への貢献、患者サービスの向上等のため、「食と健康増進センター」等の特殊診療部門の充実等を引き続き行う。
- ・ 大学病院の使命として、高度医療の充実を図る。
- ・ 統合されたチーム医療を行うため、医科診療と歯科診療の統合による横断的診療体制を、モジュール化（ユニット化）診療として構築し、引き続きその充実を図るとともに、社会が求める優れた医療人の育成、地域医療への貢献を目指す。
- ・ 地域医療連携センターの更なる充実を図ることにより、地域の医療・保健・福祉の向上に貢献する。
- ・ 医療の質の向上、標準化、効率化を図るため、ISO9001の更新、クリニカルパスの導入等の推進、職員評価についての検討、診療支援部及び安全管理対策室の充実を行う。
- ・ 良質な医療人を育成するため、引き続き卒後臨床研修センターの充実等を図る。
- ・ 看護師のキャリアに適合する支援プログラムを提供することにより、資質の高い看護師を育成する。

○ 高度情報化社会に対応した医療に関する目標を達成するための具体的方策
Web 診療予約システムを複数診療科で試行（Fax 予約の一部移行）する。

○ 経営・運営に関する目標を達成するための具体的方策

- ・ 病院経営の効率化を図るため、
(ア) 病院事務組織に事務局から人事係を移管することについて検討を行う。

- (イ) 施設基準等の見直しを継続して行う。
 - (ウ) 医療材料に係る預託契約を推進する。また、契約の全般的見直しを図る。
 - ・ 経営改善に資するため、更新した管理会計システムの機能拡充を行い、有効性の向上を図る。
 - ・ 経営改善に資するため、病院運営の円滑化の観点から、引き続き外部委託業務について見直しを推進する。
 - ・ 治験を年間20件を目標に実施する。
 - ・ 徳島治験ネットワークを更に拡充し、治験拠点病院としての役割を果たす。
- 研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策
 - ・ 高度先端医療、先進医療の確立を図るため、引き続き新しい診断法・治療法の開発を支援する。
 - ・ 徳島治験ネットワークを利用して、機能性食品の機能評価を行う。
 - 施設、設備の整備・活用に関する目標を達成するための具体的方策
 - 患者サービス等の向上のため、引き続き老朽化した施設・設備の改善及び病院建物の有効利用が可能なものについて検討を行い、実現可能なものについて実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
 - 外部資金の積極的な導入及び競争的資金の獲得拡大を推進するため、サテライトオフィスの活用を図る。
- 全体的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
 - ・ 本学の目標・計画を確実に推進するため、教育研究内容等の審査・評価に基づき、学長裁量経費を重点的に配分する。
 - ・ 学外より獲得した競争的資金に係る間接経費の一定割合を全学的な研究推進のために使用し、学長裁量により運用する。
 - ・ 人的資源の有効活用を図るため、学長裁量による定員枠を増やし、審査・評価に応じて重点計画に期限付きで投入する。
- 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
 - 「事務職員等選考採用実施方針」に基づき、必要に応じ、全国公募により選考採用する。
- 内部監査機能の充実に係る具体的方策
 - 業務の適法性及び妥当性を確保するとともに業務の改善・合理化をより一層推進するため、公正かつ客観的な立場で監査を実施する。
- 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策
 - 各国立大学が共同で行う事業等について協議するため、地域内において会議を開催する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
 - ・ 教育研究組織の活性化を図るため、その機能、効果、効率について点検・評価を行う。また、評価手法等について検討する。
 - ・ 大学運営等に資するため、国立大学法人評価委員会の業務実績評価結果の次年度計

画への反映など、その活用を図る。なお、中・長期的に改善に取り組む必要のある事項は、次期中期目標・中期計画に反映できるよう検討する。

- 教育研究組織の見直しの方向性
 - ・ 部局化した組織に継続して教員を配置するとともに、学長裁量ポストを活用し、教育又は研究専任教員を配置する。
 - ・ 平成21年度から大学院部局化を進める計画書を完成させる。改組計画を踏まえて、常三島地区の教育研究活動の連携を高めるための体制整備を検討する。
 - ・ 全学的な研究協力関係を企画・調整するために設置した研究推進機構を活用し、引き続き研究連携を推進する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
教員の流動性を高め、教育及び研究の活性化を図るため、引き続きプロジェクト研究等に任期制を適用し、任期付教員の全教員に対する割合を増やす。
- 適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ・ 平成18年度に策定した人件費削減計画に基づき、着実に人件費削減を行い、平成17年度人件費予算相当額と比較して、2.2%以上の人件費削減を図る。
 - ・ 学長が機動的な教員配置を行いながら部局の発展を調和させ、全学的な将来構想を実現するため、学長裁量による人件費枠を増加する。
- 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ・ 平成18年度に導入した教員業績評価システムを検証し、引き続き実施する。
 - ・ 適正な処遇システムを取り入れた弾力的な人事制度とするため、平成18年度に全教員を対象に導入した教員業績評価・処遇制度を、前年度の実施結果について検証を行い、適正に実施する。
 - ・ 利益相反委員会において教員の兼業兼職に関するガイドラインの見直しを行う。
 - ・ 平成19年度に導入した事務職員の新人事考課制度を給与への反映及び人材育成に活用する。
- 外国人、女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
優れた人材を採用するため、引き続き、教員公募要項本文中に「国籍、性別、ハンディキャップ等による差別を排除し、公正な選考を行う。」旨を記載する。
- 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
 - ・ 事務職員等の資質・能力を向上させるため、引き続き教育・研究支援、管理・運営等に関する学外の研修に参加させるとともに、学内研修の充実を図る。
 - ・ 組織の活性化、職員のキャリアアップに資するため、引き続き他大学等との人事交流を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の編成の見直しに関する具体的方策
各理事の担当業務に合わせた事務組織により、運営の機動性・迅速性が図られているかを検証する。
- 職員配置の見直しに関する具体的方策
 - ・ 課（室）内の適正な人員配置が柔軟にできる制度を検討する。
 - ・ 業務の効率化を図るため、必要に応じ、チーム制を導入する。

- 事務職員の専門性と企画立案能力の向上に関する具体的方策
 - ・ 事務職員の資質・能力を向上させるため、研修のアンケート結果等について検討し、研修内容や開催時期などの見直し・改善に反映させる。
 - ・ 事務職員の能力を向上させるため、引き続き、文部科学省研修制度を活用し、計画的に事務職員を派遣する。
 - ・ 事務職におけるスペシャリストを育成するため、各分野の専門研修を引き続き実施するとともに、中・長期的な人事計画に基づき、職員の専門性を考慮した人事配置に努める。
- 業務の合理化及び効率化に関する具体的方策
 - ・ 事務情報化の推進に関する具体的方策
 - (ア) 事務情報化推進計画の見直しを図るとともに、実施可能なものから整備を行う。情報セキュリティに関する意識の向上を図る。
 - (イ) 事務情報化データベースシステム（仮称）の実施計画を策定する。
 - (ウ) 四国地区国立大学法人等各校と事務情報化の連携・協力を図るとともに全国の情報化推進情報を提供して、地区の拠点として事務情報化を推進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

より多くの外部資金及び自己収入を獲得するため、継続して、科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金、共同研究等に関して情報の収集・提供及び各部局等に対する指導を行う。
- 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策
 - ・ 経営改善に資するため、更新した管理会計システムの機能拡充を行い、有効性の向上を図る。
 - ・ 自己収入の増収を図るため、資産の使用収益許可範囲の見直しを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 管理的経費の抑制に関する具体的方策
 - ・ 管理業務に係る経費の節減を図るため、契約方法等の見直しを行う。
 - ・ エネルギーの使用を削減するため、改善を実施する。また、引き続き本学のCO₂削減行動計画の目標に向け、各セグメントごとに分析評価を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

学内の大型機器の共同利用、運用管理を全学的に推進するため、さらに学内に周知し共用稼働率の向上を目指す。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 自己点検・評価に関する具体的方策

教育、研究、社会貢献、管理運営等を組織単位で経年的に点検・評価するため、組織評価システムの更なる充実を図る。
- 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策
 - ・ 大学運営の改善に活用し、マネジメントサイクル（P D C A）を用いた管理運営を

行うため、引き続き中期計画及び年度計画の執行状況、達成度の自己点検・評価を定期的に実施し、改善の方策を検討する。

- ・平成18年度に導入した教員業績評価システムを検証し、引き続き実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策
 - ・大学概要，広報誌，ホームページ等により，社会のニーズに適応した情報発信を行う。
 - ・大学教育委員会において作成された教育改善案により，授業等の改善の取組を図り，さらにフィードバックシステムの定着を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 施設マネジメントの推進に関する具体的方策
 - ・施設関係経費の削減を図るため，引き続き維持管理業務の実施方法等の見直しを行う。
 - ・要修繕箇所を解消するため，引き続き改善計画に基づき改善工事を行う。
 - ・施設の有効活用を図るため，引き続き施設の点検・評価を実施する。また，学部・大学院の建物においては，面積再配分の目標値に向けて大規模改修時に合わせ，共用スペースを創出する。
 - ・エコキャンパス実現のため，引き続き改善計画に基づき実施する。
 - ・ユニバーサルデザイン実現のため，引き続き改善計画に基づき実施する。
 - ・キャンパスアメニティ向上のため，引き続き施設の改善を行う。
- 施設設備の計画的・重点的整備に関する具体的方策
次の優先目標を設定するとともに，教育研究の活性化への寄与等を勘案し，計画的・重点的に施設設備の整備を行うことを目指す。
 - ・大規模改修時に大学院充実等に伴う大学院施設の狭隘解消のため，引き続き大学院施設を確保する。
 - ・先端医療に対応した大学附属病院整備のため，引き続き病棟Ⅱ期を整備する。
 - ・老朽化した施設の改善整備のため，引き続き改善・整備する。
 - ・キャンパス環境の改善，学生支援施設の充実のため，引き続き改善・整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 安全管理体制の強化，防災・防犯体制の強化等に関する具体的方策
 - ・安全管理の徹底を図るため，引き続き施設安全推進者パトロールを実施するとともに，安全衛生スタッフの能力向上，教職員の安全衛生に対する意識の向上を図る。
 - ・毒物，劇物，化学物質及び放射性物質の管理の徹底を図る。
 - ・職員等の安全を図るため，必要な教育訓練を行うとともに，講習会を開催する。
 - ・防災体制の強化を図るため，災害対策マニュアルに基づき，総合防災訓練を実施する。
 - ・防犯体制の強化を図るため，引き続き全学的な防犯，警備体制及びセキュリティシステムの改善方法を検討する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

34億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画はなし。
- 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び当該借入れにより取得する建物について担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
	総額	
・医学系総合実験研究棟 IV期	4,790	施設整備費補助金 (2,367)
・保健学系総合実験 研究棟I		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (45)
・附属図書館		長期借入金 (2,378)
・共通教育棟		
・病棟II期		
・小規模改修		

注) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- 「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、2.2%以上の人件費削減を図る。
- 平成18年度に導入した教員業績評価制度の定着化を図るとともに、事務職員については平成19年度に導入した新人事考課制度を給与への反映及び人材育成に活用する。
- 新たに採用する助教全員及びプロジェクト研究等に引き続き任期制を適用し、教員の流動性を高め、教育及び研究の活性化を図る。
- 学長が機動的な教員配置を行いながら部局の発展を調和させ、全学的な将来構想を実

現するため、学長裁量による人件費枠を増加する。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 1,696人(役員8人を除く。)
また、任期付職員数の見込みを106人とする。

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 17,655百万円(退職手当は除く。)